

資料 1 自治体へのアンケート依頼状、アンケート調査票

依頼状（環境省）

事 務 連 絡
平成 19 年 1 月 26 日

都道府県・政令市
産業廃棄物担当課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

平成18年度再生利用基準等検討調査（依頼）

日頃より廃棄物行政の推進にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

建設汚泥の再生利用については、平成18年7月4日付け環廃産第060704001号本職通知「建設汚泥の再生利用認定制度の運用における考え方について」をお示しめし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用に係る指定制度の適切な運用と積極的な活用をお願いしているところです。

今後、更なる建設汚泥に係る指定制度の活用に向けた課題等の解決のための基礎資料とするため、指定制度の活用状況等についてアンケート調査を実施することとしましたので御協力をお願い申し上げます。なお、結果につきましては、後日調査結果を皆様に情報提供させていただきます。

記

1. 調査内容

指定制度の活用状況等

2. 調査票の回収期限

平成19年2月13日（火）

3. 問い合わせ先・調査票の提出先

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 担当 山脇
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-6-1 堀内ビルディング3階
電話 03(3526)0155 FAX 03(3526)0156
E-mail: yamawaki@sanpainet.or.jp

4. 調査主体

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 担当 築地原、山田

依頼状（産業廃棄物処理事業振興財団）

適セ第 号

平成19年1月26日

各都道府県・政令市
産業廃棄物担当課 御中

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 樋口 成彬

建設汚泥に係る再生利用指定制度に関するアンケート調査の実施について（依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当財団の業務運営につきまして、平素より種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設汚泥に関しましては、環境省から「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」（平成18年7月4日）が発出されるなど、再生利用に向けた取組が官民で行われているところです。

このようななかで、当財団では、環境省からの委託事業として、建設汚泥の再生利用を促進するための基礎情報を得ることを目的に、都道府県及び政令市における建設汚泥に係る再生利用指定制度の認定状況を把握することとなりました。

つきましては、全国の都道府県・政令市へ建設汚泥に係る再生利用指定制度の認定状況に関するアンケート調査を以下のとおり行うこととさせて頂きましたので、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、何卒ご協力くださるようお願い申し上げます。

なお、アンケート調査の結果につきましては、検討結果と併せて、後日送付させて頂くこととしております。

記

○アンケートの回答期限

平成19年2月13日（火）（ファックスによる送信可）

○アンケート調査票の返送先及び問い合わせ先

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 山脇 敦

住 所 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階

FAX 03-3526-0156

TEL 03-3526-0155

Eメール yamawaki@sanpainet.or.jp

アンケート調査票

【建設汚泥に係る再生利用指定制度に関する実態調査票】

【記入上のご注意】

1. 質問は、該当する選択肢に○をつけるもの、数値を記入するもの、具体的に記載いただくものがあります。
2. ○をつけていただく質問では、回答が明確に分かるように○をつけてください。
例：

1. 指定したことがある
2. 指定したことがない
3. ○をつけていただく質問には、選択肢からひとつを選んでいただくものと、複数の該当する回答を選んでいただく質問とがあります。
4. 回答期限
平成18年2月13日（火）（ファックスによる送信可）
5. 提出先
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 FAX 03-3526-0156
以上、よろしくお願いいたします

問1 ご回答いただく方についてお答えください。

貴自治体名	
貴部署名	
ご担当者名	
ご連絡先	電話
	FAX
	E-メールアドレス：

※ご回答頂いた回答書について、不明な点等があった場合はご質問させて頂きたく存じますので、ご回答者自身について、上記の項目のご記入をお願いいたします。

問 2 再生利用指定制度^{注)}の実施状況等についてお答え下さい。

※問 2-1～問 2-6 については、建設汚泥を含めてすべての品目における再生利用指定制度の実施状況等についてお答え下さい。

注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用に係る指定制度

問 2-1 貴自治体における再生利用指定制度の実施状況についてお答え下さい（平成 19 年 1 月末現在）。

1. 指定を行ったことがある。
→問 2-2 及び問 2-3 にご回答の後、問 2-6 にお進みください。
2. 事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない。
→問 2-4 にご回答の後、問 2-6 にお進みください。
3. 再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない。
→問 2-5 にご回答の後、問 2-6 にお進みください。

問 2-2 問 2-1 で「1. 指定を行ったことがある」と回答した場合、過去 5 年間ににおける再生利用指定制度の指定件数についてお答え下さい。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
全 数	件	件	件	件	件
内 建設汚泥	件	件	件	件	件

※平成 18 年度については、平成 19 年 1 月末現在の件数をご記入願います。

問 2-3 問 2-1 で「1. 指定を行ったことがある」と回答した場合、過去 3 年間（平成 16 年度～平成 18 年度）の指定内容について別紙 1 にお答え下さい。

問 2-4 問 2-1 で「2. 事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない」と回答した場合、その理由についてお答え下さい（自由回答）。

（例）再生利用指定制度の審査体制が整っていない 等

問 2-5 問 2-1 で「3. 再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない」と回答した場合、その理由についてお答え下さい（自由回答）。

(例) 廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため 等

問 2-6 貴自治体における今後の再生利用指定制度の活用の考え方についてお答え下さい。

1. 再生利用指定制度を活用していきたい。（指定を検討している廃棄物： ）

2. 再生利用指定制度を活用していく考えはない。

3. その他()

問 3 建設汚泥に係る再生利用指定制度の実施状況等についてお答え下さい。

問 3-1 貴自治体における建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況についてお答え下さい（平成 19 年 1 月末現在）。

- | |
|--|
| <p>1. 建設汚泥の指定を行ったことがある。
→問 3-2 及び問 3-3 にご回答の後、問 3-5 以降のすべての設問にお答えください。</p> <p>2. 建設汚泥の指定を行っていない。
→問 3-4 及び問 3-5 にご回答の後、問 5 にお進みください。</p> |
|--|

問 3-2 問 3-1 で「1. 建設汚泥の指定を行ったことがある」と回答した場合、過去 3 年間（平成 16 年度～平成 18 年度）の建設汚泥に係る指定内容について別紙 2 にお答え下さい。

問 3-3 問 3-1 で「1. 建設汚泥の指定を行ったことがある」と回答した場合、建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点について、自治体側の立場からお答え下さい（自由回答）。

<p>（例）建設汚泥の再生利用用途としてどこまで認めて良いか判断に困る 等</p>

問 3-4 問 3-1 で「2. 建設汚泥の指定を行ったことがない」と回答した場合、その理由について、自治体側の立場からお答え下さい（自由回答）。

(例) 事業者からの相談はあるが、〇〇の理由で指定したことはない 等

問 3-5 貴自治体における今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方についてお答え下さい。

1. 建設汚泥に係る再生利用指定制度を積極的に活用していきたい。
2. 建設汚泥に係る再生利用指定制度を積極的に活用していく考えはない。
3. その他()

問 4 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用に関してお答え下さい。

※問 4-1～4-3 については、問 3-1 で「1. 建設汚泥の指定を行ったことがある」と回答した自治体の方のみお答え下さい。

問 4-1 事業者から指定の申請があった場合、指定を認めることが考えにくい適用工事についてお答え下さい（複数回答）。また、その理由についても合わせてお答え下さい。

1. 民間宅地造成工事	
(理由:)
2. 農地での民間利用事業	
(理由:)
3. 法令等による認可された民間工事（土地区画整理事業等）	
(理由:)
4. 公益工事（鉄道、空港、電力、ガス等）	
(理由:)
5. 公共工事	
(理由:)
6. その他（)
(理由:)
7. その他（)
(理由:)

問 4-2 問 4-1 に関連して、事業者から指定の申請があった場合に指定を認めることが考えにくい適用工事について、その利用を促進するための方策についてお答え下さい（自由回答）。

(例) 工事区分（民間宅地造成工事）	
(方	
策:)

問 4-3 施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用が確実に実施されていることを確認するために、貴自治体で実施している方法についてお答え下さい（自由回答）。

(例) 施工中は〇ヶ月に1回程度の立入検査を行い、また土木技術者とともに完成検査への立会いを行っている。

問 5 その他の事項として以下にお答え下さい。

※問 5-1～5-3 については、いずれの自治体の方もお答え下さい。

問 5-1 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について規定した条例、指針等の策定状況についてお答えください。また、策定している場合には、同運用を明記した部分（できましたら全文）の複写を同封願います。

1. 策定している。 (策定年月 年 日)
2. 策定していない。

問 5-2 貴自治体における再生利用指定制度の審査体制についてお答え下さい（複数回答）。

1. 審査担当者の人数は十分である。 (現担当者 人)
2. 審査担当者の人数が不足している。(現担当者 人、不足人員数 人)
3. 審査対応は廃棄物担当者のみで行っている。
4. 審査対応は、廃棄物担当者と土木技術者で行っている。
5. 部署には土木技術者はいないが、審査時に土木担当課と連携を図り対応している。
6. その他()
()

問 5-3 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等（再生利用指定制度の適用が進まない理由等）についてお答え下さい（自由回答）。

(例) 利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある
建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される
第三者機関による審査体制が必要ではないか
公共用地での一時保管が有効であるが、廃棄物処理法との適合が問題である
など

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。